

令和7年度 スマートハウス普及促進事業補助金 公募要領

1 事業の概要

緊急時のエネルギー対策及び省エネルギー対策のため、県が定める創エネ・蓄エネ設備を設置する場合に、その経費の一部を補助する。

2 応募対象事業・応募資格

(1) 応募対象事業

①創エネ・省エネ設備の導入推進

(i) 補助対象事業

住宅等への定置用リチウムイオン蓄電池、家庭用燃料電池（エネファーム）の導入

(ii) 補助対象設備

ア：定置用リチウムイオン蓄電池

イ：家庭用燃料電池（エネファーム）

②太陽熱利用の促進

(i) 補助対象事業

住宅等への太陽熱利用システムの導入

(ii) 補助対象設備

ア：太陽熱利用システム（強制循環型、自然循環型）

③ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の促進

(i) 補助対象事業

ZEH もしくは ZEH+（以下「ZEH 等」という）の新築、ZEH 等である建売住宅の購入、又は既存住宅等の ZEH 等への改修

(ii) 補助対象設備

ア：ZEH を構成する設備（以下「ZEH 設備」という）

以下の a～e の設備をすべて導入すること。ただし性能要件は問わない。

a：太陽光発電設備

b：高断熱外皮

c：空調設備

d：給湯設備

e：換気設備

④V2H（ヴィークル・トゥ・ホーム）の導入推進

(i) 補助対象事業

住宅等への V 2 H の導入

(ii) 補助対象設備

ア：V2H

※①のア及び①のイ、又は①のア及び②は併用可とする。

※ZEH とは、以下の要件を全て満たす住宅とする。

ア：強化外皮基準（平成28年省エネルギー基準（ η A C 値、気密・防露性能の確保等の留意事項）を満たした上で、外皮平均熱貫流率（U A 値）が地域区分ごとに定められている基準以下であること。

イ：再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上の一次エネルギー消費量が削減されること

ウ：再生可能エネルギーを導入すること（容量不問）

エ：再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上の一次エネルギー消費量が削減されること

※ZEH+とは、ZEH の定義を満たしていること且つ、以下のアとイを満たすこと。

ア：更なるエネルギーの実現（省エネ基準から 25%以上の一次エネルギー消費量削減）

イ：以下の再生可能エネルギーの自家消費拡大措置のうち、2つ以上を購入すること。

1：外皮性能の更なる強化

2：高度エネルギーマネジメント

3：電気自動車（PHV 車を含む）を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備または充放電設備

（2）応募資格

ア：自らが居住する県内に所在する戸建住宅（店舗・事務所等との併用住宅を含む。別荘を除く。）の敷地内に補助対象設備を設置する個人

※敷地内に複数の住宅がある場合は、補助対象設備を設置する住宅と住民票が一致していること

イ：建売住宅供給者等から県内に所在する補助対象設備付戸建住宅（店舗・事務所等との併用住宅を含む。別荘を除く。）を購入し、当該住宅に居住する個人

ウ：自らが居住する県内に所在する共同住宅等（分譲及び賃貸）に補助対象設備を設置する個人
エ：建売住宅供給者等から県内に所在する補助対象設備付共同住宅等を購入し当該住宅に居住する個人

オ：集会所等に補助対象設備を設置する自治会等

3 申込手続

（1）申込受付期間

令和7年6月16日（月）～ 令和8年1月30日（金）まで

※先着順につき、予算額に達し次第、受付を終了する。

（2）申込方法及び申込先

電子申請システムにより申請すること。電子申請システムによる申請が困難な場合は、書留郵便など記録が残る方法で必要書類を提出すること。（6月16日以降の消印または電子申請から有効）

①電子申請

以下のホームページを確認すること。

URL : <https://www.pref.nara.jp/43555.htm>

②郵送

奈良県 省エネ設備等導入補助金申請受付・審査等事務局

住所：〒517-0501 三重県志摩市阿児町鶴方 3215 イオン阿児 2 階

TEL: 0120-301-523

（3）必要書類及び入手方法

①スマートハウス普及促進事業補助金 申込書（第1号様式）※郵送の場合のみ

②うちエコ診断（WEB 版）による診断を受けたことを確認できる書類

③誓約書

※様式は以下のホームページからダウンロードすること。

URL : <https://www.pref.nara.jp/43555.htm>

4 申請手続

（1）申請受付期日

令和8年2月20日（金）まで（必着）

（2）提出先、提出方法及び郵送の場合の申請書（様式）入手方法

3 申込手続と同様

(3) 必要書類

- ①スマートハウス普及促進事業補助金交付申請書（第3号様式）※郵送の場合のみ
- ②他の補助金との併用に関する申告書
- ③補助対象設備設置に係る領収書の写し（補助対象経費以外の経費が含まれている場合は、その内訳を確認できる書類を追加）
- ④補助対象設備の設置状態を確認できるカラー写真
※ただし、ZEH 設備における高断熱外皮の設置状態を確認できるカラー写真は、工事時の写真など、断熱材が確認できるもの
- ⑤補助対象設備の保証書等の写し
※ただし、保証書の発行が交付申請書の提出期限に間に合わない場合に限り、納品書等の提出で代用可能とする。
※ただし、ZEH 設備については、保証書が用意できない場合に限り出荷証明書の提出で代用可能とする
- ⑥県税の滞納のない旨の証明書の写し（交付申請提出の3か月以内に発行されたもの）
- ⑦住民票の写し（補助対象機器設置場所の住所のもの・交付申請提出の3か月以内に発行されたもの）
- ⑧家の引き渡し日を確認できる書類（住宅が新築の場合）

上記に加え、設備の種類により、以下の添付資料を提出すること。

▽定置用リチウムイオン蓄電池

- ◎太陽光発電設備を設置していることを証明する書類
- ①太陽光発電設備の保証書または電力受給契約書など系統連系が確認できる書類
- ②太陽光発電設備のカラー写真

▽太陽熱利用システム

- ◎補助対象設備の仕様がわかる書類

▽ZEH 設備

- ◎ZEH 等の要件を満たすことが確認できる書類
- ①BELS(※)評価書の写し
評価書の特記事項に「ZEH であること」及び「基準一次エネルギー消費量からの削減率」が記載されているものであること。
- ②施工証明書(第7号様式)

(※)BELS とは、「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）」に基づく第三者認証の一つである「建築物省エネルギー性能表示制度」

▽V2H

- ◎補助対象設備の仕様がわかる書類
例：仕様書（カタログ等）

※提出された書類及び添付資料に基づき、書類審査および必要に応じて現地調査を実施し、申請内容が履行されていることを確認する。

5 請求手続

(1) 請求書受付期間

交付決定通知書送付後～令和8年3月6日（金）まで

(2) 提出方法及び提出先

郵送またはメールによる。

住所：〒630-8501 奈良市登大路町30番地

TEL: 0742-27-8016

※提出先のメールアドレスについては、電子申請者に対し、交付決定通知書を送付する際に通知する。

(3) 必要書類及び入手方法

スマートハウス普及促進事業補助金 請求書（第4号様式）

※様式の入手方法は、3 申込手続と同様

6 申込内容の変更手続

申込内容の変更をしようとするときは、あらかじめ以下の様式に必要事項を記入して提出し承認を得ること。

○スマートハウス普及促進事業補助金の変更承認申請書（第2号様式）

7 補助金取り下げ手続

補助金の取り下げは以下の様式に必要事項を記入して提出すること。

○スマートハウス普及促進事業補助金 申込取り下げ書（第5号様式）

○スマートハウス普及促進事業補助金 申請取り下げ書（第6号様式）

8 補助金の交付等

(1) 補助金の額

補助対象設備の種類	要件	補助金の額※1
(1) 定置用リチウムイオン蓄電池	・一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が行うネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業の補助対象となる設備であること。	補助率1／3 上限20万円
(2) 家庭用燃料電池（エネファーム）	・一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が指定する機器システムで、かつ停電時自立運転機能を有する設備であること。	南部東部地域※2 11万円
		上記以外の地域 8万円
(2) 太陽熱利用システム ・強制循環型 ・自然循環型	・一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けた設備であること。	9万円 3万円
(4) ZEH 設備	・設備を導入する住宅等は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に登録されている ZEH ビルダー/プランナーが関与（設計、建築又は販売）する ZEH 等であること。※3	20万円
(5) V2H	・一般社団法人次世代自動車振興センター（Nev）の V2H 充放電設備補助金の「補助対象 V2H 充放電設備一覧」に登録されているものであること	南部東部地域※2 13万円
		上記以外の地域 10万円

補助金の額※1：国や市町村等の補助金と併用可能。（但し、補助対象経費から国や市町村等の補助金を差し引いた金額が補助上限額に満たない場合は、その金額が県の補助金となる。）

※本補助金は、内閣府の物価高騰対応重点地方創生臨時交付金を充当しているため、上記の記載にかかわらず、同交付金を充当した補助金との併用を不可としている他の補助金との併用はできない。

南部東部地域※2：五條市、御所市、高市郡（高取町、明日香村）、吉野郡（吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村）、宇陀市、山辺郡（山添村）、宇陀郡（曽爾村及び御杖村）

ZEH ビルダー/プランナー※3：「2030 年までに新築住宅の平均で ZEH の実現を目指す」とする政府目標の下、自社が受注する住宅のうち ZEH が占める割合を 50%以上とする事業目標を掲げるハウスメーカー、工務店、建築設計事務所、リフォーム事業者、建売住宅販売者等

(2) 補助金の交付時期

補助金は、申請書の提出を受けて、補助金額を確定した後に支払う。

(3) 補助金の返還

次に掲げる事項の一つに該当する場合は、補助金の一部又は全部を返還しなければならない。

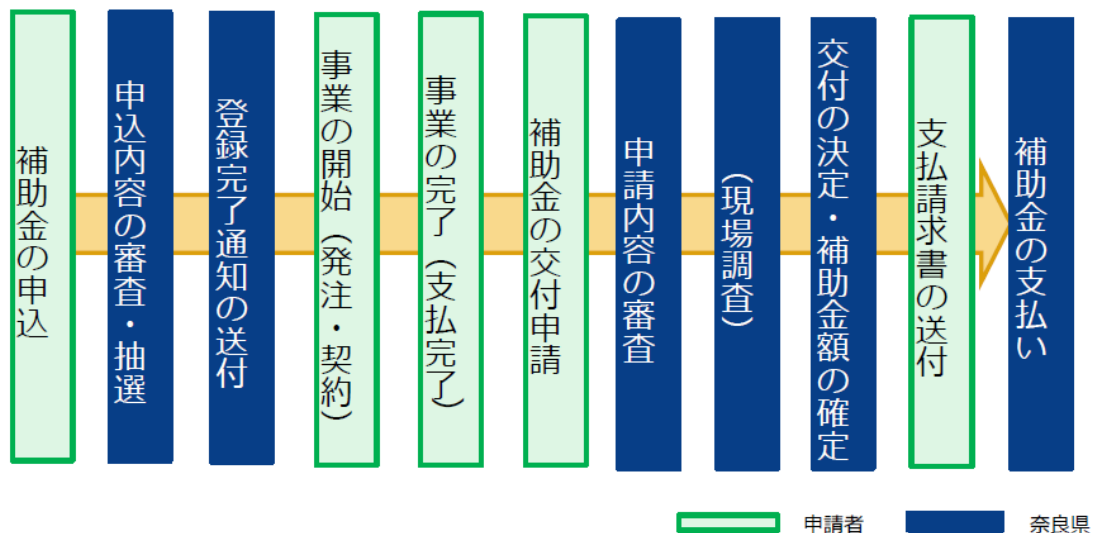
- ①スマートハウス普及促進事業補助金交付要綱及び奈良県補助金等交付規則（平成 8 年奈良県規則第 8 号）の規定に違反したとき。
- ②補助金を本事業以外の用途に使用したとき。
- ③交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- ④偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- ⑤知事が定めた財産の処分の制限期間内に、知事の承認を得ずに、取得した財産を処分したとき。

9 注意事項

- 令和 8 年 2 月 16 日（月）までに補助対象設備の工事を完了することが必要。
- 申し込み、交付申請、請求は原則として同一の者が行う必要がある。
- 申請書等における誓約は、すべての書類が揃った後に行うこと。誓約日以降の書類が添付されている場合、受理することができない。
- 手書きにより書類を作成する場合は、書類はすべてボールペンで記入すること。（鉛筆、消せるボールペンでの記入は不可）。

<参考>

補助金の申込から補助金交付までの基本的な流れ



※補助対象設備付き住宅を購入する場合またはZEH設備を導入する場合に限り、補助金の申込前から事業を開始（発注・契約・工事着手）している場合にも例外的に申込可能とする。
ただし、家の引き渡しは、登録完了通知日以降である必要がある。